

2021年 10/13 (水)
(令3)

請願3-1
検察審査会への不服
申立てに関する請願

反対討論
3人

飯島議員／請願3-1 東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願について、反対討論を行います。

請願内容は、千代田区議会が設置した100条委員会において、石川雅己前区長の答弁拒否と、虚偽答弁及び前区長夫人の出頭拒絶があるにもかかわらず、検察は捜査不十分のまま不起訴処分としたことを不服として、千代田区議会が検察審査会に不服申立てを行うことを求めるものです。

石川前区長は、100条委員会における陳述が虚偽であったこと、証言拒否を行ったことについては、地方自治法第100条第1項の9に従い、昨年7月27日に区議会として検察庁に告発しました。

これは、調査権の実効性を保つための告発でした。

石川前区長等の非協力により調査ができず、再発防止策を含む報告書が不十分というならば、不服申立てを行うことも考えられます。

その場合は、不起訴処分を覆す、新たな事実と証拠が必要になるでしょう。

しかし、請願内容は、100条委員会の最終報告が不十分であることや、新たな事実、証拠は何ら示されていません。

現在、新型コロナウイルス感染症対策や、区民生活への影響に対する課題などが山積している中で議会が行うべきことは、再発防止策に直ちにに取り組むことではないでしょうか。

反対する第1の理由は、100条委員会の設置目的に照らしてです。

請願者は区議会に対し、区長等の刑事処分を検察審査会に求めることを請願しています。

しかし、地方自治法第100条第1項に基づく調査権は、言うまでもなく、地方公共団体の事務に関する調査の権限を議会に与えているものです。

調査の結果、事務執行が歪められた事実があれば、正していく対策を取っていくための役割が課せられているのです。

既に100条委員会は調査を終え、区議会は、調査の最終報告書を承認しました。

100条調査の役割は果たせたものと認識しています。

今、区議会が区民とともに進めるべきは、最終報告書に示された再発防止策の速やかな実行であると核心するものです。

これが反対する2つ目の理由です。

報告書は、再発防止策の一つとして特別職の政治倫理条例の必要性の検討を求めています。利害関係者との関係を律した一般職の倫理基準を特別職にも適用すれば、利害関係者からマンションを優先購入するような区民の不信と疑惑を招く行為は、今後、許されなくなります。

また、報告書は、区有地処分に当たって、議会が関与できる仕組みも提案しています。

今日、区有地を施工区域(?)に組み込む再開発事業が相次いでいます。

それだけに区有地の処分に対し、開発計画の修正が可能な段階から議会が関与する仕組みづくりは急を要します。

以上、検察審査会の不服申立てを行うことは、第一に100条調査権の目的に照らして、第二に、今、区議会が果たすべき役割は再発防止策に真摯に取り組むことであることから賛同できるものではありません。

よって、請願3-1号検察審査会への不服申立てを求める請願に反対いたします。

大串議員／東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願に対して、反対の立場から討論を行います。

検察審査会への不服申立てを行うことに反対する理由については、議会運営委員会において会派としての意見発表の中で述べていることにつきますが、重ならないように、私からは、前区長の虚偽の陳述と前区長夫人の出頭拒否について述べさせていただき、反対の討論とさせていただきます。

最初に、全区長の虚偽の陳述についてであります。

請願では、本件事業者から、本人はもとより、その知人を名乗る者からも本件優先物件が事業協力者住戸であるとの説明の有無の確認はなかったとの回答を得ているので、前区長の知り合いを通じて確認をしたとの証言は虚偽だとしております。

しかし、この根拠としている事業者の5月8日付の文書による回答については、疑義が残ります。

それは、回答では平成28年1月9日に、この事業協力者住戸と記載のある価格表を次男に提示していますが、前区長からは同じ平成28年1月9日の日付が記載された価格表が6月16日の証人尋問の際提出されており、価格表には事業協力者住戸の記載はありません。

この矛盾は重大であり、事業者からも合理的で納得のいく説明が必要であります。

前区長からは、私の息子から具体的にどういう形で申込みをしたかという資料を取っております。

したがって、ぜひそれを同じレベルで議論していただかないと公平ではないと思いますと、資料の取扱いについて公平な審査をしていただきたいと述べております。

それにもかかわらず、提出された資料について、委員会ではついに検討されることはありませんでした。

最終報告書にも、そのことに関する記載はありません。

このことは100条調査の公平性、正当性という点からはどうだったのか、大きな疑問が残ります。

このような公平、正当な調査の前提を欠き、一方の事業者の回答のみをもって偽証とすることは、一定の目的を持った極めて不誠実性(?)の強い不当な告発と判断されても仕方のないものとなります。

また、偽証としている、確認したのかどうかという証言については、あえて偽証しなければならないような事項ではなく、本来の調査の目的である事務執行上の問題点からは中核的な事項ではありません。

確かに、前区長の答弁に不正確なところがあったかもしれませんが、不正確な証言と偽証とは明確に区別されるものであります。

このような中核的な事項ではない事項についての告発から公訴提起に至ることはまずあり得ないことであります。

検察の判断は嫌疑なしであり、この検察の決定を私たちは重く受け止めるべきであります。次に、前区長夫人の出頭拒否についてであります。

この点については、昨年11月12日の告発議決の反対討論でも、出頭拒否には当たらないとする理由を述べましたが、若干重なりますが、述べさせていただきたいと思えます。証人喚問を行う際は、その人の人権やプライバシーに配慮しなくてはならないことは言うまでもありません。

この観点から、なぜ証人喚問が必要なのかその理由を明確にすること、また、その理由もあくまで事務執行に関する調査において必要があることとされております。

この点、事務執行に関する事項において、前区長夫人を証人として呼ばなければ証明できないこととする点は何だったのか、明確にされておられません。

請願ではその理由について、前区長が自らの関与を否定し、家族がやったことだと弁解するのであれば、その弁解の真偽について明らかにするためとし、出頭拒否の告発をする際の理由としては、当該マンションの共有名義人である前区長夫人が、当該物件の購入に大きく関わっていることが明らかになったとしております。

しかし、証人喚問の日とされた9月18日までは次のことが明らかとなっております。

事業者からの9月11日付の文書照会に対する回答では、当該物件の購入について、区長より何ら便宜を受けた事実はなく、事業協力者住戸を設定し御紹介したのは、本件マンションの販売戦略上の判断によるものであると述べられています。

つまり、マンションの購入はもはや事務執行上の問題ではなく、個人的事項であり、100条調査の対象とはならないことが明らかになっていました。

にもかかわらず、前区長夫人を証人喚問したことは、調査権の濫用であり、召喚手続に重大な問題があったと言わざるを得ません。

検察庁は嫌疑不十分としました。

このことを不当とするには、述べましたように、召喚手続の実態を無視したもので、合理的な根拠はありません。

あえて付け加えさせていただければ、10月26日の事業者の証人喚問において、先ほどの9月11日付の文書による回答の確認もなされました。

マンションの購入は事業者へ何らかの便宜を図った見返りにより購入できたものではなかったこと、また当該マンションの購入に至った経緯は、総合設計制度、また地区計画制度などの事務執行上に問題があったわけではなく、全く個人的事項だったということが明らかになったのであります。

最終報告書には、疑いは拭い去ることはできなかったとするのみで、関連する事務執行上の何が問題だったのかという明確な記述はありません。

この点こそが、100条調査の正当性を根拠づけるものでありますが、結果としては前区長及び御家族の方々のプライバシーに関する事項の暴露や人権を侵害することとなってしまったことは、極めて残念なことであります。

ここに、私たち会派を代表いたしまして、前区長、また、前区長の御家族の皆様に対して、人権とプライバシーを守ることができなかったことに対し、心から謝罪申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

以上、反対する理由について述べさせていただきました。

請願に対しまして、反対票を投じていただくことをお願い申し上げます、討論を終わります。

ありがとうございました。

小林やすお議員／東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願について、反対の立場から討論をいたします。

本件は、もともと100条調査に誠実に対応しなかった前区長の違法行為を告発したものであるが、東京地検は嫌疑不十分などの理由から、不起訴との判断があった。

しかし、これを覆すには新たな有力な証拠の提出が必要となるなど、担当の弁護士からも容易ではないとの見解があった。

また、不服の申し立てには議決が必要なほか、最低でも数か月の期間と一定の経費を要することになり、これに費やすことに、区民の理解を得ることは難しいと考える。

加えて、区を挙げて新型コロナ対策や深刻な打撃を受けている地域経済対策などを最優先に取り組まなければならない状況下であり、これ以上に問題を長期化させることについても区民の理解が得られないように思う。

100条調査権の目的自体は不祥事が発生したときの原因究明、その背景を明らかにすることで、再発防止を求めることである。

執行機関の適正な執行が行われることが課題であり、早急にこれらを具体的に実施することである。

今回の告発は調査に実効性を持たせるための告発であり、その役割は十分果たしていると考えます。

よって、本請願に反対をいたします。

